

[別紙1]

鳥取県大山公認ガイド資格取得支援事業補助金の 事務手続きについて

1. 交付申請提出 (5月9日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則20日以内)

※交付申請の取下げは、交付決定通知を受けた日から20日以内に限り行うことができます。

3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。
※5月9日までに交付申請書が提出されたものに限り、4月11日から交付決定の日までの間に実施した事業を補助金の対象にすることができます。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

4. 事業完了

※事業の完了とは： 補助対象経費の支払いがすべて完了した日
又は(公社)日本山岳ガイド協会に入会した日のいずれか早い日

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

【事業が年度内に終わらない場合】

補助金等進捗状況報告書を下記提出先まで郵送・持参してください。

5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日以内)

○実績報告は、下記提出先を郵送又は持参してください。

◎補助金の支払い

※支払い時期や支払いに必要な提出書類については、交付決定通知又は、交付額の確定通知の際にお知らせさせていただきます。

資料提出・問い合わせ先

生活環境部・緑豊かな自然課

鳥取県鳥取市東町1丁目220

0857-26-7200 midori-shizen@pref.tottori.lg.jp